

○吹田市立高齢者生きがい活動センター条例施行規則

平成24年1月16日規則第4号

改正

平成25年3月29日規則第59号

平成28年3月31日規則第24号

平成31年3月29日規則第17号

令和6年11月29日規則第59号

吹田市立高齢者生きがい活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立高齢者生きがい活動センター条例（平成23年吹田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 高齢者生きがい活動センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(個人使用の申請)

第4条 センターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用証交付申請書を市長に提出するとともに、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- (2) 緊急時の連絡先

(使用証の交付及び提示)

第5条 市長は、使用証交付申請書を受け付けたときはこれを審査し、適当と認めるときは、使用

証を交付する。

- 2 使用証の交付を受けた者（以下「個人使用者」という。）は、センターの施設を使用する際にその使用証を提示しなければならない。

（使用証の再交付の申請等）

第6条 個人使用者は、使用証の記載事項に変更が生じたとき又は使用証を破損し、若しくは紛失したときは、使用証の再交付を申請しなければならない。

- 2 第4条及び前条第1項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（専用使用することができる施設）

第7条 条例第4条第2項の施設は、多目的室及び生きがい教室とする。

（団体の登録）

第8条 条例第4条第2項第1号の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用団体登録申請書に構成員の名簿その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請者の名称、所在地及び電話番号並びに担当者の氏名、住所及び電話番号（以下「申請者の名称等」という。）

（2）代表者の氏名、住所及び電話番号

（3）団体の目的

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受け付けたときはこれを審査し、適当と認めるときは、使用団体登録証を交付する。

（専用使用の申請）

第9条 使用団体登録証の交付を受けた者は、第7条に規定する施設を専用使用しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の名称等

（2）団体の登録番号

（3）使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）

- 2 前項の規定による申請は、専用使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の1月前の日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限

りでない。

(専用使用許可書の交付及び提示)

第10条 市長は、専用使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用許可書を交付する。

2 専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、センターの施設を専用使用する際にその専用使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第11条 センターの施設を引き続き専用使用することができる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第12条 センターの施設の専用使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を専用使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(専用使用の内容の変更)

第13条 専用使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の名称等

(2) 団体の登録番号

(3) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。

(専用使用の取消し)

第14条 専用使用者は、センターの施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許可書又は専用使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称等

- (2) 団体の登録番号
 - (3) 許可を受けた使用日時等
 - (4) 取消しの理由
- (使用者の守るべき事項)

第15条 個人使用者及び専用使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
 - (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (4) その他職員の指示に従うこと。
- (入室の要求)

第16条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、個人使用者及び専用使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第17条 個人使用者及び専用使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第18条 個人使用者及び専用使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第20条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第21条 指定管理者は、市民がセンターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第11条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第11条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第23条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第8条、第9条、第10条第1項、第11条、第12条第1項及び第3項、第13条、第14条並びに第18条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第24条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 市内の福祉関係団体又は公共的団体等の代表者 2人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第25条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第26条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第27条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第28条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第29条 選定委員会の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

(申請書等の様式)

第30条 この規則に規定する申請書等の様式は、福祉部長が定める。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この規則は、平成24年9月3日から施行する。ただし、第19条から第22条まで、第24条及び第25条の規定は公布の日から、第4条、第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第11条から第14条までの規定は同年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第59号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年11月29日規則第59号）

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。